

電気工事士法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

(本則)

○電気工事士法施行令(昭和三十五年政令第二百六十号) 1

改正案	現行
<p>（学科試験の免除） 第九条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 学科試験に合格した者に対しては、その申請により、次回及び次々回のその合格した学科試験に係る試験と同一の種類の試験の学科試験を免除する。</p>	<p>（学科試験の免除） 第九条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 学科試験に合格した者に対しては、その申請により、次回のその合格した学科試験に係る試験と同一の種類の試験の学科試験を免除する。</p>